

令和7年1月17日

<入札説明書、仕様書等に対する質問回答書>

件 名

導入時脆弱性診断業務 一式

一橋大学「導入時脆弱性診断業務 一式」質問回答

No.	仕様書 ページ	仕様書 該当箇所	仕様書の記載内容	質問内容	回答
1	12	5.1.②.ア	過去3年間において、日本の政府機関の情報システムに係るプロジェクトの統括責任者としての経験を有すること。	「日本の政府機関」の対象とする範囲をご教示願います。具体的には、根拠法に基づいて設立された政府系金融機関は対象範囲内となりますでしょうか。	「日本の政府機関」には、中央政府や地方自治体、特別法人、独立行政法人等が含まれます。 なお、政府系金融機関についても、「日本の政府機関」の範囲内とします。
2	12	5.1.②.ア	過去3年間において、日本の政府機関の情報システムに係るプロジェクトの統括責任者としての経験を有すること。	日本の政府機関から落札した企業の委託先として弊社が業務を遂行した場合、当該プロジェクトの統括責任者としての経験を有する場合は、要件を満たすものと見做すことは可能でしょうか。	日本の政府機関から落札した企業の委託先として業務を遂行した場合でも、当該プロジェクトの統括責任者としての経験を有する場合は、要件を満たすものとします。
3	12	5.1.②.ア	過去3年間において、日本の政府機関の情報システムに係るプロジェクトの統括責任者としての経験を有すること。	「日本の政府機関の情報システムに係るプロジェクト」につきまして、弊社では独立行政法人への脆弱性診断の実績がありますが、そちらも上記のプロジェクトとして該当するでしょうか。	項番1の回答と同様になります。